

宅地建物取引士の違反行為に対する監督処分の基準

I. 通則

1. 本基準の適用範囲

本基準は、宅地建物取引士による違反行為（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第68条第1項及び第3項の規定による指示処分、同条第2項及び第4項の規定による事務禁止処分並びに法第68条の2第1項第4号及び同条第2項第3号の規定による登録消除処分の対象となる行為をいう。以下同じ。）について、愛媛県知事が、法第68条第1項若しくは第3項の規定による指示処分、同条第2項若しくは第4項の規定による事務禁止処分又は法第68条の2第1項第4号若しくは同条第2項第3号の規定による登録消除処分をする場合の基準を定める。

2. 監督処分の内容の決定

2-1. 監督処分内容の決定手続

- (1) 監督処分は、原則として、当該監督処分をしようとする日前5年間に当該宅地建物取引士がした違反行為に対しすることとする。
- (2) 一の違反行為に対し監督処分をしようとする場合の監督処分の内容は、Ⅱの規定に基づき定めることとする。なお、監督処分の内容が事務禁止処分の場合は、2-3の規定による加重の可否を判断して定めることとする。
- (3) 複数の違反行為に対し一の監督処分をしようとする場合の監督処分の内容（一の宅地建物取引士に対し、指示処分及び事務禁止処分を同時にする場合を含む。以下同じ。）は、各違反行為に対してⅡの規定に基づき定めることとする。なお、監督処分の内容が事務禁止処分の場合は、2-2の規定による調整を行ったうえ、2-3の規定による加重の可否を判断して定めることとする。
- (4) (2) 又は (3) の規定により定められた監督処分の内容については、斟酌すべき特段の事情がある場合に、これを加重又は軽減することを妨げない。

2-2. 複数の違反行為に対し一の監督処分をしようとする場合の調整

- (1) 複数の違反行為に対し一の監督処分をしようとする場合において、Ⅱの規定により事務禁止処分とすべき違反行為が複数含まれているときは、これらの違反行為に対する事務禁止期間については、次の①又は②の日数のうち、より短期である日数とする。
 - ① Ⅱの規定に基づき定めた各違反行為に対する事務禁止期間のうち最も長期であるものに、2分の3を乗じて得た日数（その日数に1日未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。2-3並びにⅡ. 1（3）及び（5）において同じ。）
 - ② Ⅱの規定に基づき定めた各違反行為に対する事務禁止期間を合計して得た日数

(2)(1)の場合において、当該複数の違反行為（直接取引に係る違反行為に限る。）が複数の取引に係るものであるときにおける(1)①の規定の適用については、同規定中「2分の3」とあるのは「2」とする。

2－3．違反行為を重ねて行った場合の加重

法第68条第2項の規定による事務禁止処分をしようとする場合において、当該処分の対象である違反行為のあった日（複数の違反行為に対し一の監督処分をしようとする場合にあっては、当該複数の違反行為のうち最も早期に発生した違反行為のあった日）前5年間に、当該宅地建物取引士が同条第1項若しくは第3項の規定による指示処分又は同条第2項若しくは第4項の規定による事務禁止処分を受けていたときは、事務禁止期間について、Ⅱの規定に基づき定めた日数（2－2の規定による事務禁止期間の調整が行われたときは、当該調整後の日数）に2分の3を乗じて得た日数に加重することとする。

2－4．特に情状の重い違反行為等の場合

宅地建物取引士が、Ⅱ．1及び2の規定により事務禁止処分の対象となる違反行為であって、当該違反行為の情状が特に重い場合には、法第68条の2第1項第4号の規定により、登録消除処分をすることができるものとする。

3．監督処分の方法

3－1．指示処分及び事務禁止処分を一の監督処分によりしようとする場合の取扱い

法第68条第1項の規定による指示処分及び同条第2項の規定による事務禁止処分を一の監督処分によりしようとする場合には、当該指示処分に係る指示書及び当該事務禁止処分に係る事務禁止命令書の双方を交付することとする。

3－2．事務禁止を開始すべき時期

法第68条第2項の規定による事務禁止処分をしようとする場合には、直ちに事務を停止させなければ関係者の新たな損害が発生するおそれが大であるとき、その他直ちに事務を停止させることが必要な特段の事情がある場合を除き、原則として、事務禁止命令書の交付の日から起算して2週間を経過した日を、事務禁止の開始日として指定することとする。

3－3．指示処分をした後における調査等

法第68条第1項の規定による指示処分をした場合においては、指示書に記載された内容に関する宅地建物取引士の実施状況の調査その他の所要の措置を講ずることとする。

4. 事務禁止期間中において禁止される行為及び許容される行為

- (1) 法第68条第2項の規定による事務禁止処分を受けた宅地建物取引士は、事務禁止期間中において、事務禁止の開始日前に締結された契約（媒介契約を除く。）に基づく取引を結了する目的の範囲内の行為を除き、宅地建物取引業に関する行為はできないこととする。

5. 他の都道府県知事登録の宅地建物取引士の違反行為に対する監督処分

他の都道府県知事の登録を受けている宅地建物取引士で、愛媛県の区域内において事務を行うものがした違反行為に対する監督処分を行う場合は、本基準を準用する。この場合において、本基準中「法第68条第1項」とあるのは「法第68条第3項」と、「法第68条第2項」とあるのは「法第68条第4項」と読み替えるものとする。

II. 法第68条第2項に規定する違反行為に対する監督処分

1. 法第68条第1項に該当する場合における監督処分

- (1) 宅地建物取引士が、法第68条第2項に規定する違反行為（以下「2項違反行為」という。）をした場合には、同項の規定により、事務禁止処分をすることとする。この場合において、事務禁止期間については、別表に定める日数に、必要に応じ、(3)の規定による加重又は(4)若しくは(5)の規定による軽減をして定めることとする。
- (2) 宅地建物取引士が、法第35条第1項、第2項又は第3項の規定及び第47条第1号の規定の双方に違反する行為をした場合における(1)後段の規定の適用については、同規定中「別表に定める日数」とあるのは、「90日」とする。
- (3) 2項違反行為が、次に掲げる加重事由のいずれかに該当する場合には、事務禁止期間について、別表に定める日数に2分の3を乗じて得た日数に加重することができる。
- ① 2項違反行為により発生し、又は発生が見込まれる関係者の損害の程度が、特に大きい場合
 - ② 2項違反行為の態様が、暴力的行為又は詐欺的行為による等、特に悪質である場合
 - ③ 2項違反行為による違反状態が長期にわたっている場合
 - ④ 2項違反行為が及ぼす社会的影響が大きい場合
- (4) 2項違反行為が次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、法第68条第1項の規定による指示処分に軽減することができる。
- ① 当該2項違反行為による関係者の損害が発生せず、かつ、今後発生することが見込まれない場合
 - ② 監督処分権者が当該2項違反行為の存在を覚知するまで、又は監督処分権者の指

摘に応じ、直ちに、宅地建物取引士が関係者の損害の補填に関する取組みを開始した場合であって、当該補填の内容が合理的であり、かつ、当該宅地建物取引士の対応が誠実であると認められる場合

- ③ 監督処分権者が当該2項違反行為の存在を覚知するまで、又は監督処分権者の指摘に応じ、直ちに違反状態を是正した場合（関係者の損害が発生した場合には、②の事由にも該当する場合に限る。）

（5）2項違反行為が、次に掲げる軽減事由のいずれかに該当するときは、事務禁止期間について、別表に定める日数に4分の3を乗じて得た日数に軽減することができる。

- ① 2項違反行為により発生し、又は発生が見込まれる関係者の損害の程度が軽微である場合
- ② 宅地建物取引士が、関係者の損害の全部又は一部を補填した場合（（4）②に該当する場合を除く。）

2. 指示処分に従わない場合等における監督処分

- （1）宅地建物取引士が、法第68条第1項の規定による指示の内容に従わなかった場合には、同条第2項の規定により、15日の事務禁止処分をすることとする。
- （2）宅地建物取引士が、法第72条第2項の規定による報告提出命令に対し、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料を提出した場合には、法第68条第2項の規定により、15日の事務禁止処分をすることとする。

3. 事務禁止処分に従わない場合における監督処分

宅地建物取引士が、事務禁止期間中に、当該事務の禁止の開始前に締結された契約（媒介契約を除く。）に基づく取引を結了する目的の範囲内の行為を除き、宅地建物取引業に関する行為をした場合には、法第68条の2第1項第4号の規定により、登録消除処分をすることとする。

Ⅲ. 雑則

1. 処分等の保留

司法上の捜査がなされ、又は送検、起訴等がなされた場合、監督処分事由に該当する行為について民事訴訟が係争中であり、処分等の内容の決定に当たって当該訴訟の結果等を参酌する必要がある場合その他処分等の内容を決定できない事情がある場合には、必要な指導等をしたうえで、必要な間、処分等を保留することができる。

2. 監督処分事由に該当する行為があった時から長期間経過している場合の取扱い

監督処分事由に該当する行為が終了して5年以上経過し、その間、何ら監督処分事由に該当する行為を行わず、宅地建物取引士として適正に業務を行うなど、法令遵守の状況等が窺えるような場合は、処分等をしないことができる。ただし、行為の性質上、発覚するのに相当の期間の経過を要するような特別な事情のある場合において、当該行為の発覚から5年以内であるときは、この限りでない。なお、上記1により処分等の保留をした場合においては、当該保留に係る期間については考慮しないものとする。

3. その他

- (1) この基準によりがたい特別の事情がある場合又はこの基準に定めがない事項については、法の規定により別途処理することができるものとする。
- (2) 違反行為の軽重及び態様、違反行為後の宅地建物取引士の措置状況等を総合的に勘案したうえで、監督処分に至らない違反行為については、文書により必要な指導、助言又は勧告をすることとする。

IV. 施行期日等

- (1) この基準は、令和7年9月22日から施行する。
- (2) 宅地建物取引士の違反行為に対する監督処分の基準（平成27年4月1日制定）は、廃止する。